

## － 緑 税 務 署 からのお願い －

### 『売上、仕入、費用及びリベート等に関する資料せん』の提出の 依頼について

残暑の候、社団法人緑法人会々員の皆様方には、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。また、税務行政につきましては日頃から、御支援、御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。緑税務署では、一部の会員の皆様には、『売上、仕入、費用及びリベート等に関する資料せん』の提出方を郵送により、お願いしているところでございます。

御多忙中、誠に恐縮でございますが、9月18日(火)までに御提出いただきますよう、お願い申し上げます。

なお、資料せんの用紙が不足する場合や、御不明な点がございましたら、下記の担当まで御連絡ください。

緑税務署 個人課税第1部門 資料情報担当 TEL (045) 972-7771 内線116

## 消費税期限内納付 推進運動

期限内納付は、経営者のつとめです。

実施中

納めんとくち水  
期限内

- 消費税には納付期限があります
- 期限を過ぎると延滞税がかかります
- 納税資金の備蓄をしましょう



消費税はお客様からの預かり金的な性格を有する税です。期限までにわすれずに税務署に納めましょう。